

総合評価落札方式試行要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事について総合評価落札方式を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、総合評価落札方式とは、入札者から性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する提案（以下「技術提案」という。）を募集し、入札者に工事価格及び性能等をもって申し込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は指名競争入札に付す工事で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者の提示する性能等によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められるもの
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性等の性能又は機能に相当程度の差異が生ずると認められるもの
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められるもの
- (4) 技術的な工夫の余地が小さい工事であって、技術的能力に優れた者が確実な施工を行うことにより、工事目的物の性能の確保、総合的なコストの縮減等が図られることが期待されるもの

2 対象工事の選定は、指名審査会が行うものとする。この場合において、契約担当者は、あらかじめ、対象工事の選定に関して小坂町技術評価委員会（以下「技術評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(技術的要件及び評価基準の決定)

第4条 技術提案を求める性能等の要件（以下「技術的要件」という。）及び評価基準の決定は、指名審査会が行うものとする。この場合において、契約担当者は、あらかじめ、技術的要件及び評価基準に関して技術評価委員会の意見を聴かなければならない。

(技術提案の募集)

第5条 技術提案の募集にあたっては、入札説明書等において、次の事項を明示するものとする。

- (1) 当該工事が、総合評価落札方式の対象工事であること。
- (2) 標準案（発注者が図面及び仕様書等に参考として示した施工方法等をいう。以下同じ。）と異なる技術提案を募集すること。
- (3) 技術提案を提出しない場合にあっても、標準案に基づく入札が可能であること。
- (4) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(技術提案書等の提出)

第6条 入札参加希望者は、技術提案に基づいて施工しようとする場合は、競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出の際に、その内容を明示した技術提案書を併せて提出するものとする。

2 入札参加希望者は、標準案に基づいて施工しようとする場合は、確認申請書提出の際に標準案による施工計画（以下「標準提案」という。）の内容を明示した標準提案書を併せて提出するものとする。

3 前2項の規定により提出された技術提案書及び標準提案書（以下「提案書等」という。）については、次により取り扱うものとする。

（1） 提案書等の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

（2） 提案書等の返却及び公表は行わないものとする。

（3） 提案書等の提出後における提案内容の変更は認めないものとする。ただし、契約後VE方式等に基づく提案により性能が確保される場合は、この限りではない。

4 提案書等の様式については、技術的要件の内容等に応じて、入札説明書等において定めるものとする。

（提案の審査等）

第7条 提案書等の審査及び採否の決定は、指名審査会が行うものとする。この場合において、第4条に規定する意見聴取において学識経験者から指定があった場合には、契約担当者は、あらかじめ、提案書等の評価に関して技術評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 前項の審査にあたっては、次の事項を評価するものとし、必要に応じて、入札参加希望者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

（1） 技術提案 性能等の確保、施工の確実性、安全性及び標準案と比較した経済性等

（2） 標準提案 施工の確実性、安全性等

（入札参加希望者に対する採否の通知等）

第8条 契約担当者は、技術提案等の採否について、落札者に通知するものとする。

2 前項の通知は、落札決定後に行うものとする。

3 第1項の場合において、技術提案等が適正と認められなかった者に対しては、採用しない理由を付記して通知するものとする。

（総合評価の方法）

第9条 性能等の評価方法については、次のとおり取り扱うものとする。

（1） 評価の対象とする技術的要件については、当該工事の目的及び内容に応じ、必要な評価項目を設定し、各項目ごとに評価に応じて得点を与えるものとする。

（2） 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

2 価格及び性能等に係る総合評価は、入札価格に基づいて算定した評価点と入札参加者の工事成績や技術提案等から算定した評価点を総合した評価点（以下「総合評価点」という。）をもって行うものとする。

（落札者の決定方法）

第10条 落札者の決定については、入札者に価格及び性能等をもって申込みをさせ、次のすべての要件に該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とするものとする。

(1) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 入札に係る性能等が、入札説明書等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。

2 総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(提案内容の保護等)

第11条 技術提案及び請負業者の責任については、次のとおり取り扱うものとし、その旨を入札説明書、特記仕様書等において明記するものとする。

(1) 技術提案について、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものであること。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはその限りでないこと。

(2) 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する請負業者の責任が軽減されるものではないこと。

(提案内容の履行の確保)

第12条 落札者の提示した性能等については、すべて契約書にその内容を記載し、その履行を確保するものとする。

2 落札者の施工により前項の性能等が実現されなかった場合の取り扱いとして、当該性能等の性質に応じ、再度の施工が可能であると認められるものについては再度の施工の義務及びその内容を、再度の施工が困難又は合理的でない認められるものについては契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を、入札説明書等及び契約書において明らかにするものとする。

(苦情の申立)

第13条 入札に参加した者で落札者とならなかったものは、入札結果の公表を行った日の翌日から起算して10日（小坂町の休日をも定める条例（平成3年小坂町条例第22号）第1条第1項に規定する町の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により契約担当者に対して落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができるものとする。

2 契約担当者は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面により回答するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。